

答申第44号
令和3年9月29日

高崎市長 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年3月23日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第49号

平成29年9月19日付け（第168-37号）「行政文書不存在決定」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第49号

答申番号：答申第44号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市は、審査請求の対象となった不存在決定を取り消し、非公開情報を除き改めて公開の決定を行うべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年9月4日付けで「高崎市の介護保険運営に関する次の情報①●●が施設サービス計画を作成しない理由が分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月19日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

公開請求に係る情報が記載されている文書が存在しないため、不存在。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、平成29年11月6日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第

30条第1項の規定に基づき、平成30年1月12日付けで反論書を提出した。

第3 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書において、おおむね次のように主張している。

監査委員からの「高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（第70—1号）」には、●●が施設サービス計画を作成しない理由が分かる情報が記載されているため公開されなければならない。

2 実施機関の主張要旨

請求人は、当該公開請求に基づく行政文書が存在していることの理由として「高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（70—1号）」を挙げている。

しかしながら、当該通知は、監査委員が作成し、住民監査請求人及びその代理人弁護士に対して発出されたものであるが、平成28年（行ウ）第7号不当利得等請求住民訴訟事件において、証拠書類として当該事件の原告である請求人から提出され、同事件の被告である高崎市長が保有することとなった行政文書である。

ただし、請求人が請求した本件行政文書が当該「高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（70—1号）」である場合は、当該行政文書を公開決定することは可能である。

第4 審査会の判断

請求人と実施機関のやり取りで、本件行政文書を「高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（70—1号）」と特定する。また、実施機関の主張においても「高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（70—1号）」であれば、当該行政文書を公開決定することは可能である。

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年3月23日	諮問
令和2年3月5日	実施機関説明 調査、審議
令和2年8月20日	調査、審議
令和3年3月11日	調査、審議
令和3年8月25日	答申調整
令和3年9月29日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	越澤 恭行
委 員	井上 彩